西村ゼミ｜オープンゼミナール

炭酸主権

そのコーラ、環境破壊の味がする？

― 多国籍企業の環境問題と国家責任

Does That Coke Taste Like Environmental Destruction? — Multinational Corporations' Environmental Issues and State Responsibility

❶ 問い：インドのコカ・コーラ工場（ケララ州プラチマダ村の地下水問題）

事件の経緯

- **2000年**　コカ・コーラのインド子会社の工場が操業を開始
- **2002年**　**住民が地下水の過剰取水・汚染を訴え、抗議**
- **2003年**　州の高等裁判所が「**国には地下水を守る義務がある**」と判断（インドの国内法上の判断で、2005年に控訴審で覆された）
- **2004年**　抗議を受け、**工場が生産を停止**
- **2010年**　州政府の委員会が**約21.6億ルピー**の賠償を勧告
- **2022年**　報道時点でも賠償は**支払われていない**

会社側の主張：「原因は降雨量の減少」→ 工場の関与を否定している

問い　**企業による環境被害に対し、国家にも国際法上の責任を問えるのか？**

→ 企業（コカ・コーラ子会社＆親会社）が責任を取らないなら、国（国籍国：アメリカ）に責任を問えるのか？

❷ 国際法の仕組み：国家責任・私人・帰属*

＊帰属：ある人や団体の行為を「国の行為」とみなすこと

国家責任とは

国家責任＝国が国際法に違反した場合に、

違反をやめさせ、賠償の義務を負わせること

成立要件

① 国に**帰属**　＋　② 国際法上の**義務違反**

企業は国際法では「私人」

私人＝国家機関ではない個人や集団

一般市民　学生　NGO　**民間企業**　反政府武装組織　民兵など

原則：私人の行為は**国に帰属しない**

→　**国家は責任を負わない**

例外：国に帰属する場合

ILC国家責任条文*

- **第5条**　国から統治の権限の一部を任された団体の行為（例：民営化された水道事業者）
- **第8条**　国が指示・指揮・統制していた場合
- **第11条**　国が後から自分の行為として認めた場合

＊ILC国家責任条文：国が国際法を破ったときの「責任のルール」を国連の専門家がまとめたもの

❸ 国家責任を問う上での課題

1　帰属の壁

企業の行為が国に帰属するには、国による**実効的な支配***が必要（ニカラグア事件）

⇒ **環境破壊を命令する国はないので、この道はほぼ使えない**

2　相当の注意義務*の限界

国が企業をきちんと監督しなかったこと（**不作為**）を問う道がある（トレイル溶鉱所事件）。この義務は、**環境影響評価・通報・協議**といった手続きとして具体化されている（コスタリカ・ニカラグア事件）

⇒ **「相当の注意」が払われていれば、国の責任を問うことは困難**

3　国家による規制のジレンマ

被害が起きた国は、**外資の撤退を恐れて**規制に消極的

企業の本国は、**国外への規制に慎重**

⇒ **その結果、企業への規制が不十分になる**

＊実効的な支配: 国が具体的に指示やコントロールしていなければ、私人の行為は国の行為にならないという基準　＊相当の注意義務: 被害を防ぐために、国ができる限りの注意を尽くす義務

❹ 結論

実例：BHP事件　ブラジル・フンドン尾鉱ダム決壊事故

2015年
ブラジルでダムが決壊

19人が死亡。ダムを運営していたのは、BHPとヴァーレが**50%ずつ出資する合弁会社**

›

訴訟
英国で提訴

被害者ら**60万人超**が、事故当時BHPの世界本社の一つがあった英国で提訴

›

2025年11月
BHPの責任を認定

ロンドン高等法院が、**ブラジル法に基づき**BHPの責任を認めた

※責任についての第1段階の判断で、賠償額は別の手続きで決まる

結論 1　企業による環境破壊について、国家が**当然に国際法上の責任を負うわけではない**

結論 2　**企業の本拠地の国で親会社の責任を問う道は、万能ではないが、企業の責任を追及する有力な手段として、実際に判決も出始めている**

REFERENCES

・ Ghawana, T., Hespanha, J. P., Zevenbergen, J., & van Oosterom, P. (2011). Spatial Dimensions of Land Administration and User Rights over Groundwater: Case Study of Kerala, India vs. Coca Cola. FIG Working Week 2011, pp. 5–9.　・ Holzendorff, D. G. (2013). Living on the Coke Side of Thirst: The Coca-Cola Company and Responsibility for Water Shortage in India. Journal of European　Management & Public Affairs Studies, 1(1), pp. 1–4.・山本勝也（2015）「インドにおける水セクター改革」『山口経済学雑誌』63巻5号、pp. 21–40。・BHRRC, Coca-Cola lawsuit (re India)　[https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/coca-cola-lawsuit-re-india/]・Down To Earth (2010) Coca-Cola asked to pay Rs 216 crore　・FoE Asia Pacific (2022.11.12)
・ILC, Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts (2001) Arts. 1, 2, 5, 8, 11, 12, 30, 31　・ICJ, Nicaragua v. USA (1986)　・ Trail Smelter Arbitration (United States v. Canada), 1941　・ICJ, Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Judgment, 2010
・ ICJ, Certain Activities Carried Out by Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua), Judgment, 2015　・BHP (2024) Samarco's Fundão dam failure　・Município de Mariana v BHP Group [2025] EWHC 3001 (TCC)　・Reuters (14 Nov 2025)　・Perumatty Grama Panchayat v State of Kerala, 2003